

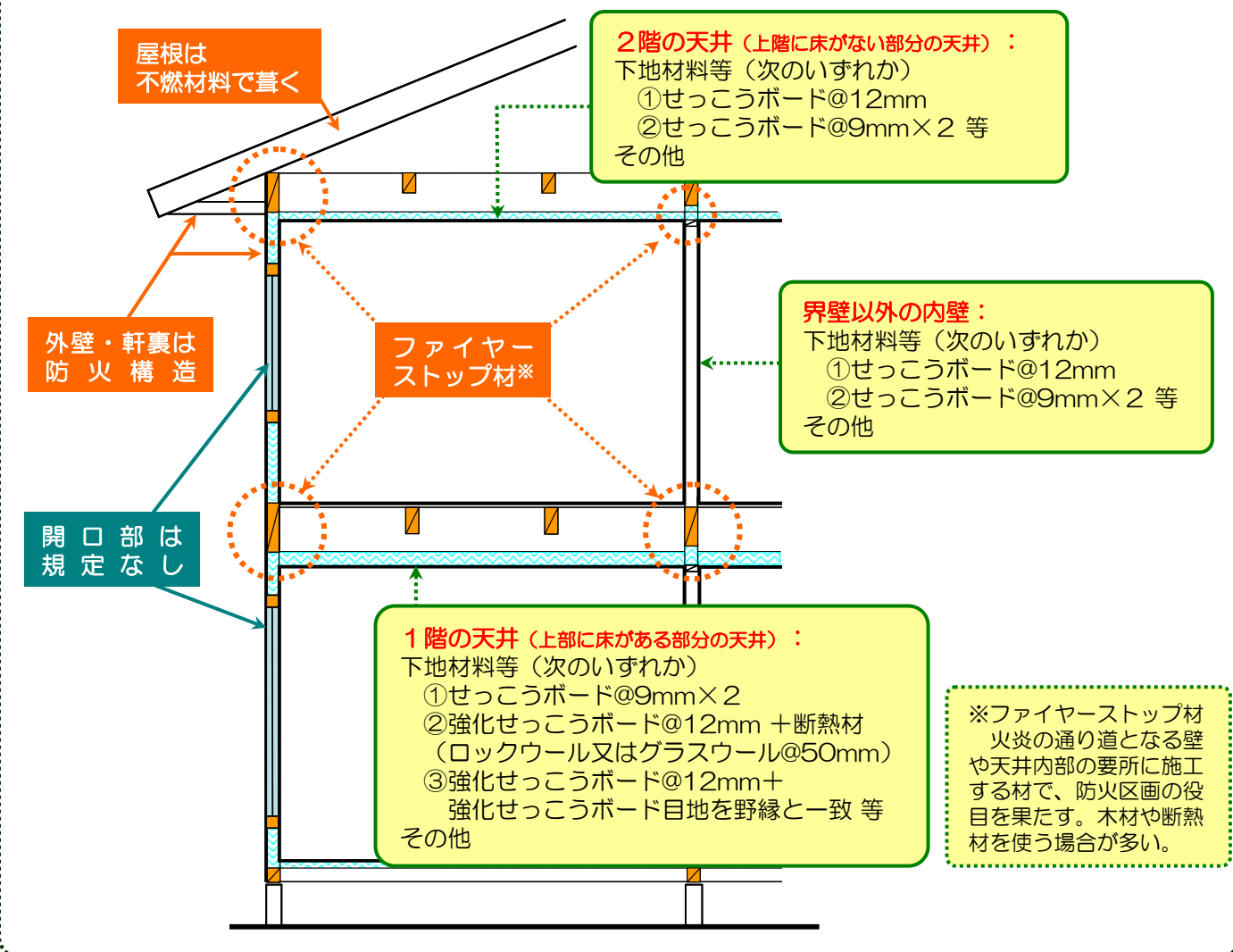
木造軸組工法による省令準耐火構造の仕様を制定しました

これまで、木造軸組工法で省令準耐火構造とするためには、その仕様について、あらかじめ住宅金融支援機構の承認を受ける必要がありました。

この度、木造軸組工法で一定の防火性能が確保できる仕様が普及してきた状況を踏まえ、承認が不要な技術基準を平成21年1月13日に制定しました。

これにより、木造軸組工法でも広く一般に省令準耐火構造とすることが可能となり、フラット35利用時の基礎高さ、小屋裏換気等の基準の適用を受けないことが可能になりました。

木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様（概要）



※上記の仕様は概要です。詳しい仕様につきましては、機構ホームページ（裏面A2に記載のURLを参照）にてご確認ください。

※これまでに機構が承認をしている省令準耐火構造の住宅又は工法については、引き続き有効です。



この度制定した「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅等の仕様」は、以下「木造省令準耐火仕様」と表記しています。

Q1 木造省令準耐火仕様は、いつから利用できますか。

A1 平成21年1月13日からご利用いただけます。なお、フラット35や機構融資をご利用の場合は、平成21年1月13日以降に設計検査申請（中古住宅の場合は適合証明申請）するものから適用となります。

Q2 適合する基準の詳細を確認したい。

A2 フラット35サイトに「木造軸組工法を用いた住宅等の省令準耐火構造の仕様」を掲載しています。以下のアドレスにアクセスしますと、仕様が記載されたPDFファイルをダウンロードすることができます。

http://www.flat35.com/tetsuduki/kijyun/pdf/syoureijuntaika_mokuzo.pdf

Q3 フラット35等の設計検査申請時には、どのような書類を提出すればよいですか。

A3 機構HPからダウンロードした仕様（A2で記載）を特記仕様書として添付してください。

なお、矩計図や仕上表等の設計図書についても、木造省令準耐火仕様として作成していただくようご注意ください。

Q4 本チラシ表側に記載の図の他に、もう少し詳細な図はありますか。

A4 住宅金融支援機構が監修している「木造住宅工事仕様書」を改訂する際に、参考図を掲載する予定ですが、現在のところはありません。

なお、木造省令準耐火仕様とほぼ同様の仕様で機構の承認を取得している（社）日本木造住宅産業協会の「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅」については、同協会よりマニュアルが有料で頒布されています。

<http://www.mokujukyo.or.jp/>

Q5 木造省令準耐火仕様に適合すれば、火災保険は省令準耐火構造の保険料率が適用されますか。

A5 フラット35やその他一般の民間住宅ローンを利用する場合の一般火災保険における省令準耐火構造の住宅に対する保険料率の適用については、各保険会社にお問い合わせください。

なお、機構（旧公庫）融資をご利用いただいた方が利用できる特約火災保険については、省令準耐火構造の住宅の場合、一般の木造住宅より火災保険料が割安となります。